

## 川越地区消防組合管理者交際費の支出及び公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、管理者又はその代理者が川越地区消防組合を代表して行う個人又は団体との交際に要する経費（以下「管理者交際費」という。）の支出及び公表について、必要な事項を定めるものとする。

(支出の基準)

第2条 管理者交際費の支出に当たっては、支出内容及び支出先が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ、支出金額が必要最小限の金額（1万円を限度とする。）となるよう努めるものとする。

(支出区分等)

第3条 管理者交際費の支出区分及び支出内容については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 慶弔等

ア 消防行政への協力及び支援関係にある個人又は団体が行う各種記念式典、行事に対する祝い金

イ 葬儀等に際しての香典（別表に定める基準による。）

ウ 消防行政への協力及び支援関係にある個人の傷病、事故等に対する見舞金

(2) 会合等 各種団体等が行う会議、研修会に出席する場合の懇談会等の経費であって、次に掲げるもの。ただし、飲食を伴わない場合は、支出しない。

ア 金額が案内文に明記されている場合 その額

イ 金額が案内文に明記されていない場合 実費相当額

(3) 渉外 来賓、視察、折衝に係る土産品、記念品 原則として1件につき2,000円以内（消費税額分を除く。）

(4) その他 前各号に掲げるもののほか、消防行政運営上特に必要があると管理者が認めるもの

(公表)

第4条 公表する管理者交際費の内容は、支出日、支出内容（支出先を含む。）

及び支出金額とする。

2 公表は、毎月行うものとし、当月分をまとめ、翌月の10日までに  
行うものとする。

3 公表の方法は、川越地区消防組合のホームページへの掲載及び総務課  
における閲覧とする。

(改正)

第5条 この要綱は、管理者交際費の支出内容及び支出金額が、住民の感  
覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に十分配慮し、適宜見  
直しを行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対象者	区別
消防行政功労者（川越地区消防組合議員、行政委員会の委員）	現・元
その他管理者が認める者	

区別欄の現と元は、現職、元職である。

元職についての対応は、退任後16年以内とする。

行政委員会は、監査・公平の各委員会である。